

現行定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は関東電化工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 苛性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産品の製造および販売
2. 弗素および弗素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売
3. 石油化学製品ならびにこれらに関連する製品の製造および販売
4. 鉄酸化物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売
5. 磁性材料および電子材料の製造および販売
6. 粉末合金およびその成型品の製造および販売
7. 農産品、水産品の化学的処理による製品の製造および販売
8. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は2億株とする。

(額面株式の1株の金額および1単位の株式の数)

第6条 ① 当社の発行する額面株式の1株の金額は金50円とする。

② 当社の1単位の株式の数は1,000株とする。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

第8条 ① 当社は株式につき名義書換代理人を置く。

② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。

③ 当社の株主名簿および実質株主名簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、単位未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式の名義書換、単位未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 ① 当社は、毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。ただし、決算期の翌日から定時株主総会までの間に発行された株式については、その発行の時に株主名簿および実質株主名簿に記載された株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

② 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者をもって、権利を行使することができる株主または質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集者および議長)

第12条 ① 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し、その議長となる。

② 社長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第13条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがあるものを除き出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第14条 ① 株主またはその法定代理人が代理人により議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を行使することができる株主に限りこれを委任することができる。

② 前項の場合には代理権を証する書面を当社に提出することを要する。

③ 代理権の授与は各総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役

が署名または記名捺印してこれを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第16条 当社の取締役は18名以内とする。

(選任)

第17条 ① 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

② 取締役の選任については、議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第18条 ① 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 ① 取締役会の決議をもって取締役中より当会社を代表すべき代表取締役若干名を定めることができる。

② 取締役会の決議により会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会およびその招集者、議長)

第20条 ① 取締役は取締役会を構成し、取締役会は会社の業務執行を決定する。

② 取締役会は社長これを招集し、社長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

③ 取締役会の議長は会長これにあたり、会長欠員または事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

(招集の通知)

第21条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときはこの限りでない。

(決議方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決する。

(議事録)

第23条 取締役会の議事については議事録を作成し、

出席した取締役および監査役が署名または記名捺印して、これを10年間本店に備置く。

(報酬)

第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第25条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第26条 ① 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

② 監査役の選任については、議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。

(任期)

第27条 ① 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役会およびその招集者)

第28条 ① 監査役は監査役会を構成し、監査役会は法令に定める事項の他、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

② 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

(招集の通知)

第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときはこの限りでない。

(決議方法)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めあるものを除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(議事録)

第31条 監査役会の議事については議事録を作成し、出席した監査役が署名または記名捺印して、これを10年間本店に備置く。

(報酬)

第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第6章 決算

(決算期)

第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。

(利益配当)

第34条 利益配当金は毎決算期現在の株主名簿および

実質株主名簿記載の株主または登録質権者に支払う。

(中間配当)

第35条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿記載の株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。

(転換社債の転換の時期と配当金)

第36条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(配当金の除斥期間)

第37条 ① 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

② 前項の利益配当金等には利息をつけない。

昭和13年9月22日	制定	昭和30年11月28日	改正
14年12月26日	改正	31年11月28日	改正
15年8月6日	改正	32年11月30日	改正
16年5月28日	改正	34年5月30日	改正
16年11月28日	改正	37年5月31日	改正
18年7月1日	改正	42年5月31日	改正
18年11月30日	改正	43年5月31日	改正
19年9月4日	改正	44年5月30日	改正
20年5月30日	改正	45年11月30日	改正
20年11月30日	改正	46年11月29日	改正
21年5月30日	改正	48年11月29日	改正
22年11月28日	改正	50年5月30日	改正
24年5月31日	改正	57年6月29日	改正
24年12月15日	改正	58年6月29日	改正
25年5月26日	改正	61年6月26日	改正
26年9月20日	改正	平成3年6月26日	改正
26年11月28日	改正	4年6月25日	改正
28年5月28日	改正	6年6月29日	改正
30年5月28日	改正	10年6月26日	改正